

大分県立看護科学大学大学院研究科委員会規程

平成18年4月1日

規程第 60 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学大学院学則（以下「院学則」という。）第5条第2項の規定に基づき、大分県立看護科学大学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 研究科委員会は、学長、研究科長、教授、准教授及び専任講師（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会議の招集及び開催)

第3条 研究科委員会は、必要に応じ研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

3 構成員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して会議の請求があったときは、研究科長は、臨時の研究科委員会を開催しなければならない。

(会議の成立)

第4条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議事の通知)

第5条 研究科委員会に提出する議事事項は、研究科委員会の2日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項にかかわらず緊急やむを得ない場合は、研究科長は臨時に議事事項を研究科委員会の議に付すことができる。

(議決)

第6条 議事は、出席した構成員の3分の2以上をもって決する。

(非構成員の出席)

第7条 議長は、必要があると認めたときは、構成員以外の関係教職員を研究科委員会に出席させることができる。

(審議事項)

第8条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の表彰及び懲戒に関すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

(議事録)

第9条 議長は、研究科委員会の議事について議事録(要旨)を作成する。

(事務)

第10条 研究科委員会の事務は、事務局教務学生グループにおいて処理する。

(助教及び助手の参加)

第11条 助教及び助手は、研究科委員会に参加し傍聴することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。